

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、ゴビノロバ等を追加等すること。  
（別表第二関係）

二 法第六条第二項第四号の政令で定める器官及び加工品として、どろがめ科の甲及び甲製品を追加すること。  
（別表第五関係）

三 法第二十条第一項の政令で定める登録の要件のうち、クチビロカイマンに関するもの等を変更すること。

（別表第七関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

五 この政令は、令和五年二月二十三日から施行すること。

（附則関係）